

議案第 3 4 号

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域	山陽小野田都市計画厚狭駅南桜二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
------------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	(1) 家族葬を行う小規模な葬儀場を含む葬儀場 (2) 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。） (3) ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設 (4) ホテル又は旅館 (5) 大学、高等専門学校、専修学校その他これ
------------------------------------	--

	<p>らに類するもの</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 単独車庫</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) 自動車修理工場</p> <p>(10) 危険物の処理・貯蔵施設</p>
厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	<p>(1) 家族葬を行う小規模な葬儀場を含む葬儀場</p> <p>(2) 店舗、飲食店等の用途に供する床面積が 3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの</p> <p>(10) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(12) 自動車修理工場</p>

別表第3及び別表第4に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地	最高限度は、定めない。
-------------	-------------

区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	
厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	最高限度は、定めない。

別表第5に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	160平方メートル
厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	160平方メートル

別表第6に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	距離は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	距離は、定めない。

別表第7に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	10メートル
厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	最高限度は、定めない。

別表第8及び別表第9に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地 区計画地区整備計画区域	最高限度は、定めない。
----------------------------	-------------

(低層住宅地区)	
厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	最高限度は、定めない。

別表第10に次のように加える。

厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	定めない。
厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	定めない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する

議案第34号参考資料

山陽小野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
地区整備計画区域 の名称	区域	地区整備計画区域 の名称	区域
(略)	(略)	(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	山陽小野田都市計画小野田・楠企業団地 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域	小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	山陽小野田都市計画小野田・楠企業団地 地区地区計画において地区整備計画が定 められた区域
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域	山陽小野田都市計画厚狭駅南桜二丁目地 区地区計画において地区整備計画が定め られた区域		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
地区整備計画区域 の名称	建築してはならない建築物	地区整備計画区域 の名称	建築してはならない建築物
(略)	(略)	(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	(1) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの (2) カラオケボックスその他これに類 するもの (3) ホテル又は旅館 (4) キャバレー、料理店、ナイトクラ	小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	(1) 神社、寺院、教会その他これらに 類するもの (2) カラオケボックスその他これに類 するもの (3) ホテル又は旅館 (4) キャバレー、料理店、ナイトクラ

	<p>ブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(6) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>(7) 病院</p> <p>(8) 住宅</p> <p>(9) 共同住宅（小野田・楠企業団地に立地した企業の職員用共同住宅を除く。）、寄宿舍又は下宿</p> <p>(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>		<p>ブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(5) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(6) 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）</p> <p>(7) 病院</p> <p>(8) 住宅</p> <p>(9) 共同住宅（小野田・楠企業団地に立地した企業の職員用共同住宅を除く。）、寄宿舍又は下宿</p> <p>(10) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
<p><u>厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域</u> (<u>低層住宅地区</u>)</p>	<p>(1) <u>家族葬を行う小規模な葬儀場を含む葬儀場</u></p> <p>(2) <u>工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを除く。）</u></p> <p>(3) <u>ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設</u></p> <p>(4) <u>ホテル又は旅館</u></p> <p>(5) <u>大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</u></p>		

	<p>(6) <u>自動車教習所</u></p> <p>(7) <u>単独車庫</u></p> <p>(8) <u>畜舎</u></p> <p>(9) <u>自動車修理工場</u></p> <p>(10) <u>危険物の処理・貯蔵施設</u></p>
<p>厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)</p>	<p>(1) <u>家族葬を行う小規模な葬儀場を含む葬儀場</u></p> <p>(2) <u>店舗、飲食店等の用途に供する床面積が3,000平方メートルを超えるもの</u></p> <p>(3) <u>ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令で定める運動施設</u></p> <p>(4) <u>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) <u>劇場、映画館、演芸場又は観覧場</u></p> <p>(6) <u>カラオケボックスその他これに類するもの</u></p> <p>(7) <u>キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</u></p> <p>(8) <u>自動車教習所</u></p> <p>(9) <u>自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階</u></p>

	<p>以上の部分にあるもの</p> <p>(10) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(11) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの</p> <p>(12) 自動車修理工場</p>
--	---

別表第3（第5条関係）

地区整備計画区域の名称	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団地地区地区計画地区整備計画区域	10分の10
厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (低層住宅地区)	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目地区地区計画地区整備計画区域 (中低層住宅地区)	最高限度は、定めない。

別表第4（第6条関係）

地区整備計画区域の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度

別表第3（第5条関係）

地区整備計画区域の名称	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団地地区地区計画地区整備計画区域	10分の10

別表第4（第6条関係）

地区整備計画区域の名称	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度



(略)	(略)	(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	10分の6	小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	10分の6
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	最高限度は、定めない。		
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	最高限度は、定めない。		
別表第5 (第7条関係)		別表第5 (第7条関係)	
地区整備計画区域 の名称	建築物の敷地面積の最低限度	地区整備計画区域 の名称	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最低限度は、定めない。	小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最低限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	160平方メートル		
厚狭駅南桜二丁目	160平方メートル		

地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	
-------------------------------------	--

別表第6 (第8条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か ら敷地境界線までの距離
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	2. 5メートル以上
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	距離は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	距離は、定めない。

別表第7 (第9条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の高さの最高限度
-----------------	-------------

別表第6 (第8条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か ら敷地境界線までの距離
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	2. 5メートル以上

別表第7 (第9条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の高さの最高限度
-----------------	-------------

(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	10メートル
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	最高限度は、定めない。

別表第8 (第10条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の各部分の高さの最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目	最高限度は、定めない。

(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。

別表第8 (第10条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の各部分の高さの最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。

地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	
-------------------------------------	--

別表第9 (第11条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の階数の最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	最高限度は、定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	最高限度は、定めない。

別表第10 (第12条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物に附属する門、塀等の構造
(略)	(略)

別表第9 (第11条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物の階数の最高限度
(略)	(略)
小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	最高限度は、定めない。

別表第10 (第12条関係)

地区整備計画区域 の名称	建築物に附属する門、塀等の構造
(略)	(略)

小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	定めない。	小野田・楠企業団 地地区地区計画地 区整備計画区域	定めない。
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (低層住宅地区)	定めない。		
厚狭駅南桜二丁目 地区地区計画地区 整備計画区域 (中低層住宅地 区)	定めない。		